

日本のサービスイノベーション 2022

ブランドロゴマーク 使用規約

この規約は、「日本のサービスイノベーション 2022」に選定された事業者（以下、「選定事業者」）が「日本のサービスイノベーション」ブランドロゴマーク（以下、「ロゴマーク」）を使用するにあたり必要とされる事項を定めたものです。

1.ロゴマークの定義

ロゴマークは、「日本のサービスイノベーション ビジュアル・アイデンティティ・ガイドライン」（以下、「ガイドライン」）に示す、SERVICE の文字を象徴化したシンボルマークと、ロゴタイプ「日本のサービスイノベーション 2022」を組み合わせたものです。ロゴマークは、公益財団法人日本生産性本部 サービス産業生産性協議会（以下、「主催者」）が所有する商標です（登録申請中）。

2.ロゴマークの使用

選定事業者は、ロゴマークの使用申請を行い、主催者からの許諾を受けることで、選定を受けたサービス（以下、「選定サービス」）について、ロゴマークを使用して広報活動や販売促進活動を行うことができます。**ロゴマークは、選定サービスに対してのみ使用が可能です。また、ロゴマークは、シンボルマークとロゴタイプ「日本のサービスイノベーション 2022」を組み合わせた形でのみ使用が可能です。**

主催者は、選定事業者からの使用申請を受けて、使用許諾の連絡をします。

ロゴマークの使用期間は、主催者が発行する許諾書に記載された許諾日から1年間とします。ただし、期間満了の1か月前までに主催者からの使用取り消しの連絡または選定事業者からの使用中止の申し出がない場合は、本規約と同一条件でさらに1年間継続し、以後も同様とします。

ロゴマークの使用方法については、ガイドラインに従う必要があります。

なお、以下の場合には、ロゴマークの使用許諾の取り消し、停止等の措置をとることがあります。

- ・選定サービスが他の特許等を侵害していた、または係争中であったことが発覚した場合
- ・選定サービス内容及び性質が、選定時と比べ著しく変化したと主催者が判断した場合
- ・誤解を招きやすい等、選定事業者によるロゴマークの使用が不相当と主催者が判断した場合

3.ロゴマークの使用料

ロゴマークの使用料は、次の通りとします。

| 選定事業者売上高 | 使用料 |
|----------------|---------------|
| 5 千万円以上 5 億円未満 | 100,000 円（税抜） |
| 5 億円以上 50 億円未満 | 200,000 円（税抜） |
| 50 億円以上 | 300,000 円（税抜） |

※ 選定事業者売上高は選定時の直近決算期を基準とします。

※ 2 年目以降の継続使用時は、追加の使用料は発生しません。また、理由を問わず、使用料の返金はいたしません。

<使用料の減額措置>

主催者は、ロゴマークの普及を促進するため、下記のような減額措置を設けます。ただし、そのいづれにおいても、使用申請と許諾が必要となります。

- ① 選定事業者が国、地方自治体などの行政機関が運営する組織である場合は、ロゴマーク使用料を無料とします。ただし、行政機関と民間事業者との共同出資により設立された法人（第三セクター）は除きます。
- ② 選定事業者が国または地方自治体から認可や認定を受けた学校法人、財団法人、社団法人、NPO 法人である場合は、ロゴマーク使用料を無料とします。
- ③ 選定事業者が売上高 5 千万円未満の事業者である場合は、ロゴマーク使用料を無料とします。ただし、選定事業者が売上高 5 千万円以上の事業者の連結子会社である場合は、本減額措置を受けることはできません。

4.PR 期間におけるロゴマークの無料使用

選定事業者は、選定サービスについて、**その選定発表から 1 か月間に限り、PR 期間としてロゴマークを無料で使用することができます。**PR 期間中の使用については申請不要です。

5.使用状況の報告

主催者はロゴマークを使用している選定事業者に対し、その使用状況についての報告を求めることがあります。

6.各マークの使用に関する対応

主催者は、選定事業者がロゴマーク使用に伴い何らかの不利益を被った場合、その責に問われないものとします。

以上